

平成27年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年6月8日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	江口武好	総務課長	本山隆也
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	井崎直樹
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	山口弘法	下水道課長	堤正久
産業課長	鶴崎俊昭	6次産業専門監	矢川又弘
農村整備課長	大串靖弘	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	小川豊年
生涯学習課長	松尾裕哉	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子
(文教厚生部門)			
主任指導主事	白濱正博	保険専門監	門田和昭

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	久原雅紀
議事係書記	香月良郎

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

2番	前田弘次郎	3番	溝口誠
----	-------	----	-----

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第1号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について

日程第5 報告第2号 平成26年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第3号 平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 請願上程（請願の説明）

9時30分 開会

○白武 悟議長

ただいまから平成27年第2回白石町議会6月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。夏のクールビズとして、白石町議会におきましても議員申し合わせにより、今会期中は議員は議場入退時は上着は着用するが、ネクタイは着用しないこととしております。なお、会議中は上着を脱いでもよいことにいたしておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等については、事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いいたします。

また、監査委員からの月例出納検査、工事監査の報告書も同じく配付をいたしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりでございます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、前田弘次郎議員、溝口誠議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る5月29日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数や一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しております会期日程案のとおり6月8日から12日までの5日間にしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、6月8日から6月12日までの5日間とすることに決定いたしました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されております。これは皆様に配付をしております一覧表のとおりであります。専決処分及び条例改正等6件、補正予算1件、以上7件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日、平成27年第2回白石町議会定例会の開会に当たりまして提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認に関しまして4件ございます。議案第35号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」及び議案第36号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」、これらは地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日付で専決処分を行ったものでございます。

また、議案第37号「専決処分の承認について（平成27年度白石町一般会計補正予算（第1号）」は、町営住ノ江住宅の火災の復旧等に関するもの、議案第38号「専決処分の承認について（平成27年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、平成26年度会計において歳入不足が生じたため、平成27年度会計から繰上充当を行うものでございます。

以上、報告し、その承認を求めるものでございます。

続きまして、条例議案が1件でございます。

議案第39号「白石町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例」につきまし

ては、行政財産の有効活用と再生可能エネルギーの利用促進のため、改正をお願いするものでございます。

議案第40号「佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について」は、伊万里市の交通災害共済に関する事務の共同処理への参加に伴い、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算議案が1件でございます。

議案第41号「平成27年度白石町一般会計補正予算（第2号）」は、所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案は以上のおりでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武 悟議長

次に、議案第35号から議案第41号までの内容説明を求めます。

○吉原拓海税務課長

議案第35号「専決処分の承認について」御説明申し上げます。

地方税法の一部が改正されたことに伴い白石町税条例の一部を改正するものですが、この施行期日が平成27年4月1日であったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるものです。

内容につきましては、新旧対照表により説明します。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第31条は、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の改正を行ったものです。

次に、4ページをごらんください。

第48条及び第50条の改正については、法人の町民税の申告関係及び不足税額の納付手続について、法人税法改正に伴う条項の整理を行ったものです。

次に、5ページをごらんください。

第51条については、町民税の減免を受けようとする者の規定を納期限前7日前までだったものから納期限までと改正し、減免手続に要する期間を拡大する改正をするものです。

なお、同様の改正を6ページ、第71条において固定資産税の減免期限、7ページの第89条は軽自動車税の減免期限、第90条は身体障がい者に対する軽自動車の減免期限、8ページの第139条の3は特別土地保有税の減免期限の改正となっております。

次に、9ページをごらんください。

附則第7条の3の2の改正は、個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年間延長するものです。

同じく9ページの附則第9条及び10ページの附則第9条の2については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設となっております。内容につきましては、確定申告

をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、寄附先団体の数が5団体以内であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、寄附先団体に特例の適用申請書を提出することで、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる特例的な仕組みを創設するものです。

次に、11ページをごらんください。

附則第10条の2は、地方税の軽減の特例措置について、地方自治体が条例で決定できる仕組みであるわがまち特例制度の対象として、今回7件の固定資産税の課税標準に関する特例を追加し、次のとおりに特例割合を決めました。

附則第10条の2第1号では水質汚染防止施設の特例割合を3分の1に、2号では大気汚染防止施設を2分の1に、3号では土壌施設対象施設を2分の1に、5号では津波協定避難施設を2分の1に、6号では津波協定避難施設に附帯する設備を2分の1に、7号ではノンフロン機器を4分の3に、8号では新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅を3分の2とするものです。

次に、12ページをごらんください。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、それに15ページの附則第13条、附則第15条については、地方税法の改正に伴い、土地の価格の特例の対象年度が平成24年度から26年度だったものを平成27年度から平成29年度に改めるものです。

次に、16ページをごらんください。

附則第16条では、軽自動車税において一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃料性能に応じたグリーン化特例の新設をするものです。内容は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪車以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃料性能のすぐれた環境負荷の小さなものについて税率を軽減する特例であります。

附則第16条の1号では、電気自動車等でおおむね75%を軽減、第2号では平成32年度燃料基準プラス20%達成車でおおむね50%の軽減、第3号では平成32年度燃料基準達成車でおおむね25%に軽減する税率となっております。

次に、19ページ以降をごらんください。

19ページ以降の白石町税条例の一部を改正する条例においては、第1条で平成26年度改正内容の附則16条の条項の整理を行っております。

また、21ページの第4条第2項では、平成27年度分以降の軽自動車税について適用されることとなっていた原動機付自転車及び二輪車並びに小型特殊自動車等についての税率について、適用開始期日が1年間延長されたことに伴う改正となっております。

次に、第6条については、軽自動車税のグリーン化特例の内容で、附則第16条の改正に伴う所要の改正をするものです。

なお、施行期日については、平成27年4月1日となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 淵上隆文 住民課長

議案第36号「専決処分承認について」御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして白石町国民健康保険税条例の

一部を改正するものでございます。この条例の施行期日が平成27年4月1日であったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正でございますが、まず第1点目に国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

第2点目に、国民健康保険税の軽減措置の拡充であります。

第3点目に、地方税法等の一部改正に伴い、平成25年に公布いたしました白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部の改正規定の施行期日を平成28年1月1日に改めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表に御説明を申し上げます。

新旧対照表の5分の1ページをお開きください。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

まず、課税額を定めております第2条第2項中ただし書き中、基礎課税額51万円を52万円に改め、同条第3項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税額16万円を17万円に改め、同条第4項ただし書き中、介護納付金課税額14万円を16万円に改めるものでございます。

続きまして、5分の2ページをお願いいたします。

これは国民健康保険税の減額を定めております第23条中、51万円を52万円に、16万円を17万円に、14万円を16万円に改めるものでございます。これは第2条、第23条とも、保険税の課税限度額を引き上げるものでございます。

続いて、同じく5分の2ページの同条第2項中、24万5,000円を26万円に改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表5分の3ページをごらんいただきたいと思います。

同条第3項中、45万円を47万円に改めるものでございます。これは保険税の5割軽減、2割軽減の対象となる所得の算定に係る所得基準額を引き上げることによりまして軽減措置の拡充を図るものでございます。

なお、施行期日につきましては平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、5分の5ページをお願いいたします。

これは平成25年白石町条例第19号で公布をいたしました白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例による白石町国民健康保険税条例附則第16号の改正のうち配当所得を利子所得・配当所得及び雑所得に改める部分についての施行期日を平成28年1月1日とするものであります。

以上で議案第36号についての説明を終わります。

続きまして、議案が飛びますが、議案第38号「専決処分の承認について」御説明を申し上げます。

同じく地方自治法第179条第1項の規定により平成27年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして平成27年5月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成26年度白石町国民健康保険特別会計決算見込みにおきま

して、歳出額に対して歳入不足が生じたため、平成27年度の歳入を繰り上げて、これに充てる繰上充用をお願いするものでございます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

これは平成27年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分書でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,920万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,520万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の事項別明細で御説明申し上げますが、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、4款国庫支出金、療養給付費等負担金に1億円を、8款共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金に6,920万円を増額し、合わせて1億6,920万円を増額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページの歳出でございますが、13款前年度繰上充用金といたしまして1億6,920万円を新たにお願いするものでございます。

なお、平成26年度決算見込みについては、ことし3月議会において議決をいただきました高額療養費貸付基金の取り崩し分1,000万円、それと累積赤字の解消分の一般会計からの繰入金5,000万円、これを含みまして単年度収支見込みにおいては約2,030万円の黒字を見込んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○片渕克也企画財政課長

おはようございます。

それでは、企画財政課の関連の予算及び議案を説明をさせていただきます。

まず、議案第37号でございます。平成27年度白石町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認議案でございます。

本予算は、さきの住ノ江住宅の火災に関する一連の補正予算でございます。警察当局からの現場保全の指示が解除されたため、早急な復旧工事を実施するため専決処分により補正予算を行ったものであります。

予算書の8ページをごらんください。

総務管理費の委託料でございます。明け渡し訴訟に係る弁護士等の委託料を計上いたしております。

また、土木費の住宅管理費においては、改修工事の設計及び施工管理の委託料並びに工事請負費を計上しております。本工事については、火災復旧とあわせて関連部分の改修も計画をいたしておりますために、歳入における火災保険料については概算で400万円を見込み、残額は一般財源での手当てを行うこととしております。

議案が飛びますが、続きまして議案第39号「白石町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について」であります。

行政財産に太陽光発電設備を設置する場合における使用料を新たに規定し、行政財産の有効活用とあわせて再生可能エネルギーの利用の促進に資するため、本条例を改正するものであります。第2条の使用料について別表を改正するものでございます。

添付しております資料の新旧対照表をごらんください。

建物の欄に括弧して太陽光発電施設による発電のために使用させる場合を除くという条文を加え、これについては従来どおり5%の使用料で、また新たに（太陽光発電施設による発電のために使用させる場合に限る）欄を別途に設け、この場合においては使用期間、使用料基準、使用料について町長が別に定めることとしたものであります。

また、次のページになりますが、その他の欄を設けてございます。今般の水面上の発電施設あるいはそのほか水面上等を利用する場合を想定しまして、その他の欄ということで施設の利用については町長が別に定めることとしたものであります。

続いて、議案第41号「平成27年度一般会計補正予算（第2号）」であります。

補正予算書の1ページをごらんください。

既決の歳入歳出予算額に7,655万4,000円を追加し、補正後の予算を136億2,086万9,000円とするものであります。

なお、予算の内容については、別紙の予算説明資料に記載のある事業については後だって説明があると思いますので、内容の説明は割愛させていただきます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の軽自動車税であります。今回は原付バイク、二輪車、小型特殊自動車等の車種について新税率の適用が先ほど税務課長が申し上げましたが、1年間延期となるということで最新の課税客体の台数を見込んだ額で550万円の減額補正をいたしております。

予算書8ページをごらんください。

不動産売払収入584万1,000円でございます。「みのりのまち白石」の分譲宅地の売却収入でございます。予算書の10ページの歳出面でございますけれども、財産管理費において全額を公共施設整備基金へ積み立てることとしております。

続きまして、歳出でございます。

同じく予算書の10ページ、地域づくり推進費の19節コミュニティ助成事業290万円を計上いたしております。27年度の事業として、一般コミュニティ助成事業枠として大谷区の公民館の空調設備と、また地域防災組織育成事業枠として戸ヶ里区の防犯灯の整備事業が採択を受けております。全額を宝くじの社会貢献事業として財団法人自治総合センターから交付されるものでございます。

予算書の11ページをお開きください。

11ページから12ページまでに記載しております選挙費でございます。佐賀県議会議員選挙において杵島郡選挙区が無投票となったため、支出済みのポスター掲示場撤去費用及び選挙管理委員の費用弁償等、一部を除いた執行経費を減額するものであります。支出済みのこれらの経費については、後日県のほうから精算されることとなっております。

予算書の13ページをお開きください。

道路維持費の委託料と工事請負費の予算組み替えでございます。次年度施行予定路線について本年度に点検、検討業務を行うこととして委託料に組み替えております。

予算書の15ページをごらんください。

教育振興費の14節でございます。白石中学校のALTが交代いたしました。このため、宿舍が必要となったため、その家賃を計上しているものであります。

以上、一般会計補正予算の主な内容について説明を終わります。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○本山隆也総務課長

総務課のほうから、議案第40号「佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について」御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により伊万里市を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、交通災害共済に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合同規約を変更する協議について、同法第290条により関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表の2ページをごらんください。

左側の欄、事務組合同規約の第3条、第9条の2、交通災害共済に関する事務でございます。その欄の部分において、多久市の次に伊万里市を加えるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第4、5

○白武 悟議長

日程第4、報告第1号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告」及び日程第5、報告第2号「平成26年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告」は、報告者が同じでありますので、続けて報告を求めます。

○片渕克也企画財政課長

報告第1号といたしまして、平成26年度の公益財団法人白石町文化振興財団の経営状況について御報告をいたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により財政状況の公表を行うものでございます。

去る5月28日、白石町文化振興財団の評議員会が開催され、平成26年度の事業報告及び決算報告が承認をされております。

それでは、26年度の事業等につきまして報告書をもとに御説明をいたします。

報告書の1ページをお開きください。

自主文化事業においては、音楽部門の事業として、第8回ふれあい郷音楽祭と第8回のピアノ発表会を行い、多くの方に来場をしていただきました。また、芸能部門の事業としてスポーツパフォーマンス事業を実施しております。未来のアスリートを発掘するための子供たちを対象とした身体能力の測定会と、水泳日本代表であり、シドニーオリンピックの水泳平泳ぎの銅メダリスト田中雅美さんや、佐賀県出身でバレーボール、ビーチバレーのトップアスリート浦田聖子さんの両名を招聘し、講演会を開催しております。また、三夜待&六夜待フェスタなどを行い、多数の町民の皆様にお越しいただき、好評を得ております。

4 ページから 5 ページをごらんいただきたいと思います。

自有館では、町内外の皆様方による文化活動の発表会や各種講演会、研修会等に活用していただいた結果、平成26年度は件数で310件、人員数で3万3,736人、使用料収入で206万6,343円となっております。平成25年度より利用人員では1,896人の増となっております。ただし、減免等の催しが多かったために、利用料収入では13万913円の減となりました。

6 ページから 8 ページをごらんいただきたいと思います。

爽明館でございます。園児、小学生、一般を対象とした水泳教室の事業などを実施し、健康づくりに利用していただいております。利用人員で4万8,032名、利用料金で1,490万2,950円となっております。町内保育園児の水泳教室の開催、町の保健事業や総合型スポーツ教室の一環としての水中運動教室の実施、施設内の環境美化活動のほか、水泳教室では園児のバス送迎を行うなど、利用者に対するサービスの向上と利用促進に努めております。なお、利用者数、収入とも微増となっておりますが、さきの評議員会におきまして白石町民の利用を促進するようなPR活動に努めるよう御提言をいただいております。今後、一層の推進を図っていかれるものと思っております。

10ページをごらんください。

遊喜館についてでございます。子供クラブや小・中、高等学校等の部活動、スポーツクラブ、宿泊訓練等に利用されるとともに、家族や地域の仲間同士でのバーベキュー、事業所の慰労会や懇親会など幅広く利用されております。利用件数では216件、利用人員で7,225人ということになってございます。利用料金については66万1,910円となっております。

11ページをお開きください。

芝広場は、親と子供の触れ合いの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフやゲートボール、サッカー等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用や園児、小学生の遠足、高齢者のレクリエーションなど幅広い年齢層に御利用をいただいております。利用人数は3万2,820名ということになっております。

12ページと13ページにつきましては、自主事業の実績報告でございます。自主事業としては、先ほど申しました音楽祭やピアノコンサートなどの公演を行った結果、入場収入は83万6,700円となっております。

14ページをごらんください。

26年度の決算報告書であります。14ページが収入の部、15ページから17ページが支出の部でございます。

収支の決算について申し上げますと、17ページの下段ということになりますが、収入合計の決算額が1億577万2,347円、支出合計額が1億71万7,200円となり、27年度へ繰り越す額として505万5,147円となっております。

次に、25ページには監査報告、26ページから29ページまでにつきましては27年度の事業計画及び予算、30ページには平成27年度の役員名簿を添付しております。

今後も、皆様に親しまれるふれあい郷として町内外の方々が気軽に利用できるよう、施設運営と文化施設、健康づくりの場として活用を図っていかれることを期待し、26年度の報告といたします。

次に、報告第2号「平成26年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成26年度の白石町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

決算報告書、計算書をお開きください。

平成26年度の予算で27年度に繰り越すことといたしておりました、ここに記載してございますそれぞれの事業につきまして、ここに記載しております金額を繰り越しております。

特に申し上げますと、農林水産業費、農業費の地域農業水利施設ストックマネジメント事業1,063万5,000円を繰り越すこととしておりましたが、このうち129万5,000円につきましては26年度の決算で実績が出ておりまして、残額934万円を繰り越すこととしております。

それと、教育費の小学校費、小学校施設改修費、プールのろ過装置の修繕工事でございます。これにつきましても、208万1,000円を繰り越すこととしておりましたが、このうち145万8,000円については旧年中に執行いたしておりまして、62万3,000円を繰り越すこととしております。

あとの事業に係る分につきましては、全て予算で議決いただいた金額をそのまま27年度に繰り越して執行することとしております。

以上でございます。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、報告第3号「平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告」を求めます。

○堤 正久下水道課長

報告第3号「平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

1枚開けて、別紙をお願いいたします。

公共下水道費の特定環境保全公共下水道事業を平成26年度の予算で議決をいただいておりますけども、その全額100とんで400万円を全額27年度に繰り越しをいたしまして執行することといたしております。

以上、報告を終わります。

済みません。金額の訂正をさせていただきます。「1億400万円」でございます。申しわけございません。

日程第7

○白武 悟議長

請願第1号が提出されました。

これは皆さんのお手元に配付しているものであります。

日程第7、請願第1号を議題とします。

紹介議員の内容説明を求めます。

○秀島和善議員

各議員のお手元に平成27年度第2回白石町議会6月定例議会として請願文書表が配付されていると思います。

かがみの裏のページに、発議第3号として教育予算の拡充を求める意見書について、上記のことについて別紙のとおり意見書を提出しますということで提案理由を書いておりますので、読み上げて提案理由とさせていただきます。

近年、授業時数や指導内容が増加し、さらに日本語指導、障がいのある子供たちへの対応を初めとして、いじめや不登校生徒指導も深刻化している。これらの解決に向けて計画的な定数改善が必要である。そのため、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につながる、より豊かな教育環境を整備し、義務教育費国庫負担制度を堅持することを強く要請する。よって、会議規則第13条の2項の規定により意見書を提出します。各議員の御理解と御賛同のほどをよろしくお願ひします。これをもって提案理由の説明とさせていただきます。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あすから一般質問となっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

10時20分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年6月8日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 前 田 弘次郎

署 名 議 員 溝 口 誠

事 務 局 長 吉 岡 正 博